



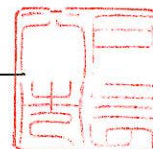
許可番号 12221003873

産業廃棄物処分業許可証

東京都品川区大崎一丁目11番1号
 八戸製錬株式会社
 代表取締役 武田 哲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

八戸市長 熊谷 雄



許可の年月日 令和6年2月1日
 許可の有効年月日 令和11年1月31日

1. 事業の範囲

事業の区分		取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理	焼却	汚泥 廃油 廃プラスチック類
	製錬 (加熱成型・焼結・溶融)	燃え殻 汚泥 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ばいじん（これらについて製錬原料（亜鉛、鉛、カドミウム、ビスマス、白金、金、銀、銅、スズ、アンチモン、鉄、ニッケル、ケイ素、カルシウム、パラジウム、テルル、インジウム、アルミニウム、硫黄又は炭素）のいずれかを含むものに限る。）
	中和	廃酸 廃アルカリ
	溶解・中和	汚泥（酸性塩又は塩基性塩に限る。）
	溶解	汚泥（中性塩に限る。）
	脱塩	汚泥（ばいじんを処理したものに限る。） ばいじん

上記のうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	処理能力 (24時間稼働)	設置年月日
			許可年月日 許可番号
焼却施設（ロータリーキルン式）	青森県八戸市大字河原木字海岸4番16	汚泥：9.5 t/日 廃油：4.3 m ³ /日 廃プラスチック類：6.3 t/日	平成8年9月13日
			平成14年6月25日
			14-15-1
製錬（加熱成型・焼結・溶融）施設	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76番145、字海岸14番2、字海岸4番16	燃え殻：450 t/日 汚泥：584 t/日 金属くず：50 t/日 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：50 t/日 ばいじん：534 t/日	昭和43年9月1日
			-
			-
中和施設 (溶解・中和施設) (No. 1～No. 3 中和槽)	青森県八戸市大字河原木字海岸4番16、14番2	汚泥 廃酸 廃アルカリ：60 m ³ /日 (20 m ³ /日×3)	令和元年12月5日
			令和元年9月20日
			R1-6-1
中和施設 (溶解・中和施設) (No. 4 中和槽)	青森県八戸市大字河原木字海岸4番16、14番2	汚泥 廃酸 廃アルカリ：200 m ³ /日	令和元年12月5日
			令和元年9月20日
			R1-6-2
溶解施設	青森県八戸市大字河原木字海岸4番16	汚泥：12 t/日	平成28年6月30日
			-
			-
脱塩施設 (脱水施設)	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76番145、字海岸4番16	汚泥又はばいじん：165 t/日	平成18年1月20日
			平成26年11月28日
			26-1-1

(裏面に続く)

(裏面)

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年2月1日	更新許可
平成11年4月14日	変更許可
平成16年2月1日	更新許可
平成20年11月5日	変更許可
平成21年3月2日	更新許可
平成24年12月7日	変更許可
平成26年2月14日	更新許可
平成28年12月13日	変更許可
平成31年2月1日	更新許可
令和6年2月1日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)